

## 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限公表に関するQ&A（よくある問い合わせ）

No	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答
1		○	貸与価格の上限適用	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格ですか。	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格です。例えば、消費税分も含めて、公表されている上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は一律算定されませんので、ご注意ください。
2		○	貸与価格の上限適用	TAISコード（届出コード）を取得している商品ですが、7月に公表された「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧（平成30年10月）」に掲載されていません。平成30年10月からの貸与においては、どのように取り扱えばよいですか。	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表に当たっては、貸与件数が月平均100件以上の商品が適用され、一覧には該当する商品が掲載されています。TAISコード又は届出コードを取得している商品であって、一覧に掲載されていない商品については、従前どおりの取扱いで差し支えありません。
3		○	貸与価格の上限適用	貸与価格の上限と同額での請求はできますか。（例えば、貸与価格の上限が1,000円であるとき、100単位で請求することができますか。）	貸与価格の上限と同額での請求はできます。
4		○	貸与価格の上限適用	貸与価格の上限を超えた貸与を行った場合、上限価格の介護給付費までが算定されるのですか。 （例えば、貸与価格の上限が1,000円であり、110単位で請求した場合に100単位分が算定されるのですか。）	貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は一律算定されませんので、ご注意ください。
5		○	貸与価格の上限適用	平成30年9月以前に貸与を開始した利用者についても、平成30年10月貸与分から、貸与価格の上限は適用されますか。	全ての利用者に適用されます。
6		○	貸与価格の上限適用	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を算定するにあたり、半月請求や日割り請求分も含まれていますか。	半月請求や日割り請求分は含まれていません。
7		○	コードの取扱い	TAISコード又は届出コードの一覧は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで毎月公表されますが、毎月確認する必要がありますか。	新たにTAISコード又は届出コードを取得する商品が一覧に追加されるほか、届出コードからTAISコードに変更になる商品などもあり得るため、毎月確認する必要があります。正しくコードを記載いただかない場合は、国保連での審査において返戻となりますので、ご注意ください。